

愛西市巡回バスに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛西市広告掲載要綱（平成19年愛西市告示第19号。以下「要綱」という。）に基づき、愛西市巡回バス（以下「巡回バス」という。）の車体に貼付する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる巡回バスの運行ルート、台数、掲載位置、規格及び枠数は、別表のとおりとする。

(広告の掲載方法)

第3条 広告の掲載方法は、剥離が可能なマグネット板状素材の広告看板を貼付する方法とし、巡回バスの車体に直接塗装する等の方法によることはできない。

(広告デザイン等の基準)

第4条 広告の色彩及び意匠その他デザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、その広告は掲載できないものとする。

- (1) 蛍光、発光若しくは反射を伴う塗料又は材料が使用されたもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として6月とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市ホームページ等による公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 巡回バスへの広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第6条に規定する愛西市広告掲載申込書及び愛西市巡回バス広告掲載希望届（様式第1号）に広告図案その他必要書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、継続掲載の申込者は、広告図案その他必要書類の添付を省略することができる。

(広告掲載等の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第7条の規定により決定するものとする。

(広告の提出)

第9条 前条の規定により広告掲載の掲載決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定した期日までに掲載しようとする広告を提出しなければならない。

(広告の掲載料)

第10条 広告の掲載料は、別表のとおりとする。ただし、掲載期間が6月に満たないときは、別表に掲げる額の6分の1に相当する額（以下「月額」という。）に掲載する月（掲載する日が1月に満たないときは、1月とする。）の数を乗じて得た額とする。

(掲載料の納入)

第11条 広告主は、市長が指定した期日までに掲載料を一括して納付しなければならない。

(掲載料の還付)

第12条 掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載できなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する掲載料は、納付された掲載料から月額に掲載した月（掲載した月が1月に満たないときは、1月とする。）の数を乗じて得た額を差し引いた額とする。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、掲載期間中に当該掲載内容を変更しようとするときは、愛西市巡回バス広告掲載内容変更届（様式第2号）により、変更日の10日前までに広告図案その他必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告看板の修復)

第14条 広告掲載期間中に市の責めに帰する事由により広告看板の破損等が生じた場合は、市が原状回復するものとする。ただし、経年に起因する広告看板の劣化については、この限りでない。

(広告主の責務)

第15条 広告の作成は広告主が行い、作成に要する費用は広告主が負担する

ものとする。

2 広告主は、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

(委任)

第16条 この取扱基準に定めるもののほか、巡回バスに掲載する広告に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この取扱基準は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和8年9月15日から施行する。

別表（第2条、第10条関係）

運行ルート	台数	掲載位置	規格	枠数	掲載料 (1 枠 6 月につき)
佐屋西ルート	1 台	車体右側面	縦 515 mm×横 728 mm	2	24,000 円
		車体左側面		2	
		車体後面	縦 250 mm×横 500 mm	2	9,000 円
佐屋中央ルート		車体右側面	縦 515 mm×横 728 mm	2	24,000 円
		車体左側面		2	
		車体後面	縦 250 mm×横 500 mm	2	9,000 円
佐屋東ルート		車体右側面	縦 515 mm×横 728 mm	2	24,000 円
		車体左側面		2	
		車体後面	縦 400 mm×横 1,300 mm	1	30,000 円
佐織北ルート		車体右側面	縦 515 mm×横 728 mm	2	24,000 円
		車体左側面		2	
		車体後面	縦 250 mm×横 500 mm	2	9,000 円
佐織南ルート		車体右側面	縦 515 mm×横 728 mm	2	24,000 円
		車体左側面		2	
		車体後面	縦 400 mm×横 1,300 mm	1	30,000 円
立田ルート		車体右側面	縦 515 mm×横 728 mm	1	24,000 円
		車体左側面		1	
		車体後面	縦 500 mm×横 400 mm	2	12,000 円
八開ルート		車体右側面	縦 515 mm×横 728 mm	1	24,000 円
		車体左側面		1	
		車体後面	縦 500 mm×横 400 mm	2	12,000 円
海南病院ルート		車体右側面	縦 515 mm×横 728 mm	1	24,000 円
		車体左側面		1	
		車体後面	縦 500 mm×横 400 mm	2	12,000 円

様式第1号（第7条関係）

愛西市巡回バス広告掲載希望届

年 月 日

（宛先）愛西市長

所在地

名称

代表者氏名

愛西市巡回バスへの広告掲載について、次のとおり希望します。

掲載希望運行ルート	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで ※原則6月とする。
広告掲載位置 (希望位置に☑)	☐ 右側面（車道側） ☐ 左側面（歩道側） ☐ 後面
広告の内容	
広告主の概要 (事業内容等)	
連絡先	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： E-mail：

備考

- 1 複数の運行ルートの広告掲載を希望する場合は、希望する運行ルートごとにこの希望届を提出すること。
- 2 上記の場合で広告図案が同一のときは、広告図案の添付は1部とすること。
- 3 会社概要等を添付すること。

様式第2号（第13条関係）

愛西市巡回バス広告掲載内容変更届

年 月 日

（宛先）愛西市長

所在地

名称

代表者氏名

愛西市巡回バスへの広告掲載について、次のとおり変更したいので届け出ます。

変更内容	変更理由	変更年月日

備考

変更後の広告図案を添付すること。